

# 旅 費 規 程

一般社団法人 北師同窓会

## 1. 定時総会（5月）

### （1）地区代表者

- ①地区代表者居住地と札幌間の実費旅費（特急自由席料金）と日当を支給する。
- ②日当は、1日分を2,000円とする。（札幌市内居住者を除く）
- ③地区代表者帰宅が午後10時30分を過ぎる場合は、2,000円を加算する。
- ④遠隔地により宿泊を要する地区代表者には、宿泊費6,000円を支給する。
- ⑤東京地区代表者は、4万円を支給する。日当・宿泊費は支給しない。

### （2）同期代表

- ①同期代表者には、交通費として1,000円を支給する。

### （3）理事・監事・事務局関係者

- ①理事・監事並びに事務局関係出席者には、交通費1,000円を支給する。
- ②札幌市外理事には、実費交通費と日当2,000円を支給する。

## 2. 地区代表・同期代表会（2月）

1. の内容に準じる。

## 3. 理事会（6月・2月・4月）

- （1）札幌市内理事並びに関係出席者に、交通費1,000円を支給する。
- （2）札幌市外理事には、実費交通費と日当2,000円を支給する。

## 4. 事務局会（5月・11月・1月・4月）

- （1）部長並びに関係出席者に、交通費1,000円を支給する。

## 5. 監査会（10月・4月）

- （1）監事並びに関係出席者に、交通費1,000円を支給する。
- （2）外部委託監事については、交通費5,000円を支給する。

## 6. 各地区総会等への出席

- （1）会長もしくは代理出席者には、開催地までの実費旅費と日当を支給する。
- （2）実費旅費は、JR特急自由席料金を原則とする。
- （3）日当は、1日分を2,000円とする。
- （4）遠隔地のため宿泊を要する場合は、実費宿泊費を支給する。
- （5）日帰りの帰札が午後10時30分を過ぎる場合は、2,000円を加算する。

## 7. その他

- （1）北師会館を会場とした諸会議出席者には、交通費1,000円を支給する。
- （2）必要が生じた際には、その内容に応じて検討し適切な旅費を支給する。

この旅費規程は、平成25年4月1日から適用される。